

# 使 用 前 確 認 証

原規規発第 2107054 号

国立大学法人京都大学  
学長 湊 長博 殿

令和3年5月12日付け21京大施環化第18号をもって申請がありました試験研究用等原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第28条第3項の規定に基づき確認したので、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第3条の6の規定に基づき、確認証を交付します。

令和3年7月5日

原子力規制委員会